

～保険・免責補償制度について～

お客様にお支払い頂く基本料金の中に、すでに保険などによる基本的な補償が含まれております。なので、別途ご加入頂く必要はございません。

ですが、免責補償へ加入の場合は車輜・対物事故免責額補償制度(CDW)にご加入頂く事で対物車両の免責額と車両補償の免責額のお支払いが免除されます。

	免責補償加入の場合	免責補償未加入の場合
対物免責額	支払い免除	5万 Wクラス以上、トラック、マイクロバス 10万
車両免責額	支払い免除	5万 Wクラス以上、トラック、マイクロバス 10万
NOC	2万円または5万円 Wクラス以上、トラック、マイクロバス 5万円または10万円	2万円または5万円 Wクラス以上、トラック、マイクロバス 5万円または10万円
合計	2万円～10万円	事故内容により7万円～30万円

保険・補償	対人補償	無制限(自賠責保険3,000万円を含む)
	対物補償	無制限(1事故限度額、免責額5万円) (ワゴン・トラック・バスは免責額10万円)
	搭乗者 傷害補償	1,000万円(1事故限度額)
	車輜	免責額5万円 (ワゴン・トラック・バスは10万円)

※下記の様な運転又は状態で事故が発生した場合は全ての補償制度の適用を受けられません。

- 事故現場から警察への届出を怠った場合(警察の事故証明が取得できない場合)
- 当社の承諾なく相手と示談した場合
- 事故現場から営業店への連絡を怠った場合
- 運転中にシートベルトを着用していなかった場合
- 貸渡時間を無断延長して事故を起こした場合
- 契約書記載の運転者及び副運転者以外の方の事故
- 飲酒運転
- 無免許運転
- 盗難によって生じた車輜損害
- 定員をオーバーして走行した場合
- 海岸・河川敷または林間など車道以外を走行した場合(維持・管理された道路以外での事故)
- 使用方法が劣悪な為に生じた車体などの損傷や腐蝕の補修費
- 各種テスト・競技への使用、または他車のけん引・後押しに使用した場合
- お客様の所有、使用、管理する車両などとの事故によるレンタカーの車両損害
- 営業店内でのレンタカーや看板などを破損した場合
- 操作ミスによる故障
- 車内装備の損害
- タイヤチェーン、スキーキャリアなどによる傷
- タイヤの損傷、パンクやホイールキャップの紛失
- 当社の貸渡約款の条項に違反して使用した場合
- その他保険約款の免責事項に該当する事故
- 車両管理不行き届きによる損害事故の場合

※下記の場合は、保険・補償制度の適応外となり修理に要する費用は、お客様の**実費負担**となります。

- タイヤのパンクおよびバースト
- タイヤホイールの破損およびホイールキャップの紛失・破損
- 車内装備品の紛失・破損
- 飛び石等の飛来物によるガラスのヒビ割れおよび破損
- バッテリー(レンタル期間中に、ご利用様の過失によるもののみとなっております)